

(公益財団法人埼玉県産業振興公社制定)

埼玉ロボネット研究会設置要綱

(目的)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社では、埼玉県ロボティクスネットワーク規約第2条に基づく目的を達成するため、社会的課題解決に資するロボットの開発及び社会実装を促進する研究会を設置する。

(名称)

第2条 研究会の名称は埼玉ロボネット研究会（以下、「研究会」という。）とする。

(研究分野)

第3条 研究会の研究分野は以下のとおりとする。

- (1) 農林水産分野
- (2) 建設・点検・保守分野
- (3) その他、公益財団法人埼玉県産業振興公社が定める分野

(会長)

第4条 研究会には会長を置く。

- 2 会長は、公益財団法人埼玉県産業振興公社新産業振興部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

(会員)

第5条 研究会は、第1条の目的に賛同する下記（1）に該当し、（2）～（6）に掲げるいずれかの要件に該当する会員によって構成する。

- (1) 埼玉県ロボティクスネットワークの会員
- (2) ロボット開発の実績及び技術力を有している企業
- (3) 埼玉県内の製造業の企業
- (4) 埼玉県内で農林水産分野や建設・点検・保守分野のロボット導入に興味・関心のある事業者
- (5) 前各号の企業の支援を行う研究機関、金融機関、業界団体及び自治体
- (6) その他、会長が指定する者

(コーディネーター)

第6条 研究会の実施に当たり必要な伴走支援を行うためのコーディネーターを置く。

(オブザーバー)

第7条 研究会には、助言及び協力を求めるため、会員以外のものをオブザーバーとして置くことができる。

(入会)

第8条 研究会に入会を希望するものは、入会申込書（様式1）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届（様式2）を会長に提出し、任意に退会することができる。ただし、不適格と会長が認めた場合は、入会を取り消すことができる。

(会費)

第10条 会員から会費は徴収しない。ただし、研究会の活動において参加費等が必要な場合は、各会員の負担とする。

(設置期間)

第11条 研究会の設置期間は、第1回研究会開催日から当該年度末までとする。ただし、会長の判断により、期間を延長することができる。

(事務局)

第12条 研究会の事務局は、公益財団法人埼玉県産業振興公社新産業振興部技術開発支援グループに置く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。